

京都市市民参加推進条例（抄）

（フォーラム）

第 11 条 市民参加の推進に関する事項について、市長の諮問に応じ、調査し、及び審議するとともに、当該事項について市長に対し、意見を述べるため、京都市市民参加推進フォーラム（以下「フォーラム」という。）を置く。

（フォーラムの組織）

第 12 条 フォーラムは、委員 15 人以内をもって組織する。

2 委員は、公募により選任された者、学識経験のある者その他市長が適当と認める者のうちから、市長が委嘱し、又は任命する。

（委員の任期）

第 13 条 委員の任期は、2 年とする。

2 公募により選任された者を除き、委員は、再任されることができる。

京都市市民参加推進条例施行規則（抄）

（フォーラムの座長及び副座長）

第 9 条 京都市市民参加推進フォーラム（以下「フォーラム」という。）に座長及び副座長を置く。

2 座長は委員の互選により定め、副座長は委員のうちから座長が指名する。

3 座長は、フォーラムを代表し、会務を総理する。

4 副座長は、座長を補佐し、座長に事故があるときは、その職務を代理する。

5 座長及び副座長に事故があるときは、あらかじめ座長の指名する委員がその職務を代理する。

（フォーラムの招集及び議事）

第 10 条 フォーラムは、座長が招集する。ただし、座長及びその職務を代理する者が在任しないときのフォーラムは、市長が招集する。

2 座長は、会議の議長となる。

3 フォーラムは、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

4 フォーラムの議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

5 フォーラムは、必要があると認めるときは、委員以外の者に対して、意見の陳述、説明その他必要な協力を求めることができる。

（フォーラムの庶務）

第 11 条 フォーラムの庶務は、総合企画局で行う。

（フォーラムに関する補則）

第 12 条 この規則に定めるもののほか、フォーラムの運営に関し必要な事項は、座長が定める。